持続可能な建設業に向けた 環境整備のあり方

おお ゆ ゆうき

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室 課長補佐

大湯

裕稀

1. はじめに

建設業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を

支える大きな役割を担う。

そのような建設業における担い手確保や生産性 向上といった従前からの課題や、昨今の建設資材 の急激な価格変動など、建設業を取り巻く環境の 変化を踏まえ、将来にわたり建設業を持続可能な ものとするための環境整備に必要な施策の方向性 について検討を行うため、令和4年度に「持続可 能な建設業に向けた環境整備検討会」(以下、「検

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の 建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、<u>将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備</u> するために必要な施策の方向性について、検討を行う。

委 員

座 長 楠 茂樹 上智大学法学部 教授

榎並 友理子 日本IBM株式会社 執行役員 公共事業統括部長

惠羅 さとみ 法政大学社会学部 准教授

大森 有理 弁護士

西野 佐弥香 京都大学大学院工学研究科 准教授

原 昌登 成蹊大学法学部 教授

堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子

主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・資材価格変動に対応しやすい契約について
 - 契約・費用(コスト)の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
- ・賃金を下支えする仕組みについて
 - 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例[※] など※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日 第1回 論点整理

9月5日 第2回 事業者ヒアリング①

9月8日 第3回 事業者ヒアリング② 10月26日 第4回 価格変動への対応

11月16日 第5回 適正な施工体制の確保

12月27日 第6回 技能労働者の賃金等

2月6日 第7回 とりまとめに向けた論点整理

3月1日 第8回 とりまとめに向けた議論

3月29日 第9回 とりまとめ

図-1 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

討会 | という) が開催された (図-1)。

本稿においては、令和5年3月末に公表された 検討会のとりまとめ及び提言の内容について紹介 する。また、これを踏まえ同年5月より、建設産 業における諸課題のうち、制度的な対応が必要と なる事項の具体化へ向けた検討を行うため、中央 建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建 設部会基本問題小委員会(以下、「基本問題小委 員会」という)を開催しており、今後の展望につ いても紹介する。

2. 建設業を取り巻く環境

高度経済成長期における建設市場の長期的な成 長への展望を背景に、受注者の元請建設企業は、 発注者との安定的な関係を構築・維持するため、 追加費用の発生等のリスクを積極的に引き受けて きた。また、発注者側も、工事の進め方や下請企 業を含む外注方針について口を挟まずに、リスク 等を引き受けた上で納期までに工事を完成してく れる元請建設企業に任せる傾向が指向された。

建設市場が成長を続ける間は、発注者・受注者の元請建設企業の双方にとって安定的に取引を継続することが最も合理的であり、その結果としてこのような業界慣行が根付くこととなった。ただし、工事期間中に発生する不確実性を事前に全て見積もることは困難であり、元請建設企業はその分の費用を想定した上で予備費的な費用を工事金額に含めざるを得ない。しかし、この費用は、工事期間中に問題が生じなかった場合には発注者に還元されないことになる。

このため、景気後退時に建設市場が縮小傾向となる状況においては、受発注者間の情報の非対称性は、発注者にとって元請建設企業へのコストに対する不信感へとつながりうるものであった。そのような中、1990年代以降、建設投資額の減少から生じた受注競争の激化等により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せが進み、技能労働者等の就労環境が悪化することとなった。

そして現在、建設業就業者数(令和4年平均)は479万人となり、ピーク時(平成9年平均)から約30%減となっているとともに、年齢階層別では、55歳以上の技能労働者が全体の約36%を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。その一方で、これから建設業を支えていく29歳以下の技能労働者の割合は全体の約12%程度となっており、若年入職者の確保・育成は急務である。

さらに、近年の状況として、原材料費の高騰や エネルギーコストの上昇等による建設資材価格の 高騰が挙げられる。特に建設資材については、建 設生産物の規模や品質、工期等を勘案して、元請 建設企業が調達能力を発揮して必要な購入を行う ものであるが、これまで自らリスクを負ってきた 経緯もあり、許容量を超えるリスクを負う状況も 見られるようになった。

3. 持続可能な建設業に向けた課題

検討会においては、先に述べた建設業を取り巻く環境における価格変動への対応及び担い手確保等の観点から、次のような課題が挙げられた。

総価一式での請負契約において,工事原価が分かりづらいという情報の片務性は,受発注者間での価格交渉における交渉力として受注者が活用してきた。しかし,工事原価が分からない発注者としては,価格変動に応じた請負代金の変更を申し入れられたとしても,その妥当性を判断することは事実上困難となる。

また、資材価格変動のリスクが請負代金に必要 十分なだけ見込まれているはずと考える発注者側 の期待と、価格競争の中で十分な予備的経費を見 込むことが難しい受注者側の実情との間で、大き な乖離が発生している状況にある。

このため、建設資材価格の急激な変動への対応 が難しく、価格高騰の局面では、元請建設企業の 経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請企 業に及ぶおそれが生じ、価格下落の局面では、工 事原価の低減があったとしても, その利益が発注 者に還元されることは少ない。

そのような中、実際に総価一式での契約後に価格変動への対応が困難となる事例も見られ、受発注者間で適切に価格変動リスクを分担することが可能となるよう、総価一式での請負契約という契約のあり方について検討することが必要である。

また、先に述べたとおり、建設業は、社会資本整備の担い手、かつ、災害からの復旧には欠かせない地域の守り手であるが、特に地方においては、職種により技能労働者の不足が顕在化しつつあり、必要十分な新規入職者が確保できなければ、地域における建設業の存続は困難となる。一方で、我が国全体では将来的に労働力人口が減少していくことは避けがたく、若年労働者は建設業に限らずどの産業においても引く手あまたな状況である。

そのような中、技能労働者の賃金については、 CCUS などの処遇改善に向けた取組を進めているが、設計労務単価が11年連続で上昇する一方で、技能労働者の平均賃金はその伸びに及んでい ないとの意見もあり、全産業の平均賃金と比べて も劣る状況にある。

賃金の行き渡りのためには,重層下請構造が元下間の請負代金に与える影響や,その適正化について考えていくことが必要となる。また,労働時間に関しては,働き方改革により建設業においても減少傾向にあるものの,依然として全産業平均と比べて長く,2024年4月からの時間外労働の上限規制適用を踏まえると,新規入職者確保のためにはその改善が必要である。加えて,人口減少に伴う長期的な就業者数の減少に対応し,生産性の向上も求められる。

4. 検討会のとりまとめ・提言

これらの課題に対応し、建設業を持続可能なものとしていくため、検討会のとりまとめ(図-2)においては、今後の目指すべき方向性として、①請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

> 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約 款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

▶ <u>見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する</u> 情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、 建設資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報 提供を義務化。

▶ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

≫ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注 者による廉売行為を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費 水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費に よる請負契約を締結しないよう制限。

- ➤ <u>下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)</u> 請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金 の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。
- CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで 適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

➢ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限 時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受 注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

▶ <u>ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」</u>

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とするとともに、許可行政 庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

▶ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

図-2 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要

での信頼関係とパートナーシップを構築すること で、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目 指すこと、②労務費を原資とする低価格競争や著 しく短い工期による請負契約を制限することで. 価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競 う新たな競争環境を確保し、建設業全体のさらな る持続的発展を目指すことが示された。また. 同 とりまとめにおいては、これらの方向性を実現し ていくための具体的な施策について方向性が提言 されている。

具体的には、「協議プロセスの確保による価格 変動への対応」として、請負代金変更ルールの明 確化のため、民間建設工事標準請負契約約款の利 用を基本とし、請負契約において価格変動時にお ける受発注者間での協議条項が確保されるよう契 約記載事項を法律上で明確化すること、見積り時 や契約締結前の受注者から注文者に対するリスク 情報提供の義務化、透明性の高い新たな契約手法 としてのオープンブック・コストプラスフィー方 式による標準約款の制定等が示された。

また,「賃金行き渡り・働き方改革への対応」 として、 労務費を原資とする低価格競争を防止す るための中央建設業審議会による「標準労務費」 の勧告や、受注者による廉売行為の制限、受注者 が適正賃金の支払いを誓約するコミットメント (表明保証)の制度化,技能労働者自身が技能に 応じた適切な賃金を把握することによる適切な処 遇の確保を進めるための CCUS レベル別年収の 明示、受注者に対する著しく短い工期による請負 契約の制限等が示された。

さらに、これらの「実効性の確保に向けた対応」 として、国が ICT を活用した施工管理の指針を 策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切 な把握を可能とするとともに、許可行政庁におい ても必要に応じて賃金支払いの実態について確認 することができる仕組みを構築すること、建設業

法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)違 反への勧告対象を民間事業者に拡大するととも に、勧告に至らなくとも不適当な事案について 「警告」、「注意」を実施し、必要な情報の公表が できるよう,組織体制の整備を含めて措置するこ と等が示された。

基本問題小委員会の開催と その後の展望

以下は令和5年8月中旬時点の状況である。

国土交通省においては、検討会におけるこれら の提言を踏まえた上で具体的な制度化を進めるた め、中央建設業審議会の下に設置された基本問題 小委員会を開催し、令和5年5月より検討を開始 した。これまで、同年5月に第1回(通算第25 回)を開催し、今後の基本問題小委員会における 検討内容等について議論を行った後、6月と7月 にそれぞれ第2回(通算第26回), 第3回(通算 第27回)を開催した。基本問題小委員会では、 請負契約の透明化による適切なリスク分担,適切 な労務費や賃金行き渡りの確保・担保及び働き方 改革についてそれぞれ議論を進めており、今後、 秋口をめどに一定のとりまとめを行う予定として いる。

令和元年の「新・担い手3法」(建設業法,公 共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法 律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の 改正)においては、働き方改革、生産性向上、災 害時の緊急対応強化などに向けた規定が整備さ れ、これまでもそれらの推進に向け、官民一体と なって取組を進めてきている。今般の基本問題小 委員会の議論を踏まえ、必要となる制度化等に取 り組み、従来からの課題への対応を一層促進させ るとともに新たな課題への対応も進め、建設業を 持続可能なものとしていきたいと考えている。